

議案第2号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の
施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を別紙のとおり定める。

平成20年12月17日

沖縄県教育委員会

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令
(教育長専決規程の一部改正)

第1条 教育長専決規程(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項の一部改正)

第2条 学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項(昭和51年沖縄県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人沖縄県学校給食会(以下「県学校給食会」という。)」を「財団法人沖縄県学校給食会(昭和48年8月7日に財団法人沖縄県学校給食会という名称で設立された法人をいう。以下「県学校給食会」という。)」に改める。

(学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項の一部改正)

第3条 学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項(昭和51年沖縄県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人沖縄県学校給食会(以下「県学校給食会」という。)」を「財団法人沖縄県学校給食会(昭和48年8月7日に財団法人沖縄県学校給食会という名称で設立された法人をいう。以下「県学校給食会」という。)」に改める。

(スクールカウンセラー等設置規程の一部改正)

第4条 スクールカウンセラー等設置規程(平成20年沖縄県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」を「財団法人日本臨床心理士資格認定協会(平成2年8月1日に財団法人日本臨床心理士資格認定協会という名称で設立された法人をいう。)」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令案の概要説明

部課名 教育庁総務課

1 改正を必要とする訓令の名称

- (1) 教育長専決規程
- (2) 学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項
- (3) 学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項
- (4) スクールカウンセラー等設置規程

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、設立された法人のうち公益目的事業を行うことを主たる目的とするものについては、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設するため、平成18年6月2日に次に掲げる3法（以下「3法」という。）が公布された。
 - ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）
- (2) 3法は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において、政令で定める日から施行することとされ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第275号）により平成20年12月1日から施行されることとなつた。
- (3) 3法が施行されることに伴い、関係訓令の規定を整備する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 次の4訓令について、3法が施行されることに伴う規定の整備を行う。
 - ア 教育長専決規程
 - イ 学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項
 - ウ 学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項
 - エ スクールカウンセラー等設置規程
- (2) この規則は、公布の日から施行する。（附則第1項）

4 根拠法令

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

訓令の改正理由

番号	訓令の名称	改正箇所	理由
1	教育長専決規程	第2条 第4号	新制度に係る事務は都道府県知事の権限に属し、教育委員会の権限事務ではないため、専決事項の規定から削る必要がある。
2	学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項	第1条	新制度の導入に伴い個別の法人を特定するため、法人の名称に係る規定を改正する必要がある。
3	学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項	第1条	同上
4	スクールカウンセラー等設置規定	第4条 第1号	同上

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(専決事項)	
第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。	(専決事項)
(1) 次に掲げる事項以外の人事に関すること。	第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。
ア 次の(7)から(9)までに掲げる職の職員の任免	(1) 次に掲げる事項以外の人事に関すること。
(7) 沖縄県教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長、所長及び班長並びにこれらの職に相当する職	ア 次の(7)から(9)までに掲げる職の職員の任免
(8) 学校以外の教育機関の長、副館長、教職研修統括、学校支援統括及び班長	(7) 沖縄県教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長、所長及び班長並びにこれらの職に相当する職
(9) 県立学校の校長、教頭及び事務長（沖縄県教育庁の班長相当以上に限る。）	(4) 学校以外の教育機関の長、副館長、教職研修統括、学校支援統括及び班長
(10) 市町村立学校の校長	(5) 市町村立学校の校長
イ 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の懲戒	イ 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の懲戒
(11) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廢（特に重要な告示の制定及び改廢を除く。）を行うこと。	(2) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廢（特に重要な告示の制定及び改廢を除く。）を行うこと。
(12) 教育職員免許状に関すること。	(3) 教育職員免許状に関すること。
(13) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。	(4) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。
(14) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廢止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。	(5) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。
(15) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。	(6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廢止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。
(16) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解職を行うこと。	(7) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解職を行うこと。
(17) 軽易な請願又は陳情に関すること。	(8) 軽易な請願又は陳情に関すること。
(18)	(9)

学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場の選定要項（昭和51年沖縄県教育委員会訓令第1号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 財団法人沖縄県学校給食会（昭和48年8月7日に財団法人沖縄県学校給食会といふ名称で設立された法人をいう。以下「県学校給食会」という。）が学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場を選定する場合は、この要項が学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場を選定する場合は、この要項の定めるとこころによる。	(趣旨) 第1条 財団法人沖縄県学校給食会（以下「県学校給食会」という。）が学校給食用パン、ミルク、麺及び米飯加工委託工場を選定する場合は、この要項の定めるとこころによる。

学校給食用米穀委託とう精工場の選定要項 (昭和51年沖縄県教育委員会訓令第2号) 新旧対照表	
改 正 案	現 行
(趣旨) <u>第1条 財団法人沖縄県学校給食会 (昭和48年8月7日に財団法人沖縄県学校給食会といふ名称で設立された法人をいう。以下「県学校給食会」という。) が学校給食用米穀委託とう精工場 (以下「委託とう精工場」という。) を選定する場合は、が学校給食用米穀委託とう精工場 (以下「委託とう精工場」という。) を選定する場合は、この要項の定めるとところによる。</u>	(趣旨) <u>第1条 財団法人沖縄県学校給食会 (以下「県学校給食会」という。) が学校給食用米穀委託とう精工場 (以下「委託とう精工場」という。) を選定する場合は、この要項の定めるとところによる。</u>

スクールカウンセラー等設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第6号）新旧対照表	
改	正
(委嘱)	(委嘱)
<p>第4条 スクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>(1) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会（平成2年8月1日に財団法人日本臨床心理士資格認定協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する臨床心理士</p> <p>(2) 精神科医</p> <p>(3) 児童生徒の臨床心理に関する高度な専門的知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者</p>	<p>第4条 スクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>(1) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士</p> <p>(2) 精神科医</p> <p>(3) 児童生徒の臨床心理に関する高度な専門的知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者</p>